

パブリック・コメントの概要

1. 冒頭

企業会計改革法 (サーベーンズ=オクスリー法) は重要な成果。日本も証券市場改革、監査人の独立性・監督の一層強化、コーポレート・ガバナンス強化に取組み。

日本の法制度と抵触する規定 (特に 106 条と第 301 条) について、SEC に対し、日本の監査法人・日本企業の適切な適用除外を要請してきたところ。

2. 日本のコーポレート・ガバナンス制度

日本の商法特例法は、大会社について、2つのコーポレート・ガバナンス (監査役制度と委員会制度) の自由選択 (2003年 4月から)。監査役も監査委員会も強い権限。監査役会の半数以上は社外監査役 (2005年 5月から)。指名監査報酬各委員会の過半数は社外取締役。

日本のコーポレート・ガバナンス制度は、企業会計改革法の監査委員会と実質的に同等のガバナンス構造を提供。DSCO (証券監督者国際機構) の声明も各国のガバナンス制度の相違を十分尊重。

従って、SEC に対し、日本のガバナンス制度を尊重することを引き続き要請する。

3. SEC 規則案へのコメント

SEC 規則案が外国企業への一般的適用除外条項を含んでいることを評価。SEC 規則案に対して以下のコメントを行いたい。

(1) 期限 (サンセット) について

日本のコーポレート・ガバナンス制度の尊重は、恒久的なものであるべき。**外国企業への適用除外条項に期限 (サンセット) を設けるとのアイデアには同意しない。**

(2)委員会制度について

SEC規則案には、日本の委員会制度についての明示的な適用除外条項がない。

一部日本企業は、既に委員会制度の採用を表明。委員会制度について明示的な適用除外条項が設けられなければ、こうした動きが阻害される可能性がある。

従って、**SECに対し、日本の委員会制度についても、一般的な適用除外条項の一環として、適切な適用除外を具体的に設けるよう要請**。具体的には、SEC規則案における「取締役会から分離」との要件の廃止・修正等を行う。

(3)会計法人への報酬支払について

SEC規則案には、外国企業に対し、監査委員会が会計法人の報酬に責任を持つ必要との条項からの適用除外を認める規定があるにもかかわらず、会計法人への報酬支払の財源について定めている条項が存在。整合性が必要。

従って、**SECに対し、外国企業について、会計法人への報酬支払の財源について定めている条項からの適用除外を設けるよう要請**。

仮に同条項が米国上場の日本企業に適用されるとされた場合でも、**日本企業は当該要件を満たす**。

(4)米国外での上場要件について

日本のコーポレート・ガバナンス制度は、主に、商法・商法特例法で定められており、取引所規則等によるものでない。

米国上場の日本企業のうち、一部企業は日本で上場していない。米国外での上場要件を課すと、こうした企業は上場廃止せざるを得なくなるが、こうした結果は米国証券市場の一層の発展にとっても生産的でない。

従って、**SECに対し、日本に上場していない日本企業(商法特例法上の大会社)が米国市場で継続的に上場できるよう規則案を改定するよう要請**。

(5)外国企業への一般的な適用除外の要件について

日本の監査役会制度及び委員会制度(監査委員会を含む)は、(SEC規則案における6つの要件に沿って詳細に説明した上で)、委員会制度における上記(2)の点を除きすべての要件を満たす。

4.結論

日本のコーポレート・ガバナンス制度は、企業会計改革法とSEC規則案における監査委員会に関連する規定と同じ目的を達成するよう定められ、かつ実質的に同等のガバナンス構造を提供。

SECに対し、最終規則を定めるに当たり、我々のコメントを十分考慮するよう要請。

(以上)